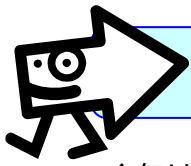


企業経営に役立つ給与・労務情報満載！



発行:コムニスサポート有限会社
 〒343-0851 埼玉県越谷市七左町2-241-1-2F
 TEL:048-990-7338 FAX:048-990-7339
 E-mail: info@cmns.jp
 URL: <http://www.cmns.jp>



平成24年度の労働保険料・社会保険料はこう変わる！

今年は、従業員の皆さんのお給料から天引きする雇用保険料・社会保険料の料率が変わります。料率変更の際は、事前に従業員の皆さんに説明するようにしましょう。

平成24年度の雇用保険料率は引き下げ

厚生労働省より平成24年度の雇用保険料率が告示されました。前年度に比べて、1000分の2引き下げとなります。適用日は平成24年4月1日です。

事業の種類	負担者		事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率
	+	従業員負担			
一般の事業	13.5 / 1000	5 / 1000	8.5 / 1000	5 / 1000	3.5 / 1000
農林水産、 清酒製造の事 業	15.5 / 1000	6 / 1000	9.5 / 1000	6 / 1000	3.5 / 1000
建設の事業	16.5 / 1000	6 / 1000	10.5 / 1000	6 / 1000	4.5 / 1000

協会けんぽ健康保険料率は 引き上げの予定

健康保険料率が平成24年3月分（4月納付分）から変更されます。保険料率の決定については、2月上旬に行われる予定ですが、依然として協会けんぽの財政状況は厳しく、大幅な料率アップとなる見通しです。

東京：9.48 / 1000 **9.97 / 1000**
 埼玉：9.45 / 1000 **9.94 / 1000**
 千葉：9.44 / 1000 **9.93 / 1000**
 神奈川：9.49 / 1000 **9.98 / 1000**

介護保険料率は引き上げの予定

協会けんぽの健康保険料率の改定時期にあわせて、介護保険料率も引き上げの予定です。

15.1 / 1000 **15.5 / 1000 (全国一律)**

厚生年金保険料率は引き上げ

厚生年金の保険料率は、毎年9月分（10月納付分）より引き上げられます。

164.12 / 1000 **167.66 / 1000**

労災保険料率は多くの業種で 引き下げの予定

労災保険率は、過去3年間の災害発生率などを元に、原則3年ごとに見直しが行われています。平成24年は見直しが行われる年にあたり、4月1日から35業種が引き下げ、12業種が据え置き、8業種が引き上げられる予定です。



ミニガイド

～健康保険・介護保険の料率～

今回の健康保険・介護保険の料率変更の対象となるのは、協会けんぽの事業所に限られます。健康保険組合に加入されている事業所については各健康保険組合にお問い合わせ下さい。